

区分	No.	質問	回答
	1	申請から補助金を受け取るまでの流れを教えてください。	主な流れとしては、申請→書類審査→交付決定→工事着工→工事完了→実績報告→書類審査→交付確定→補助金振込となります。なお、対象設備を設置してから任意の1年間における発電した電力の自家消費割合を春日部市へ報告することとなっていますのでご注意ください。
	2	予算はいくらですか？	令和8年度の予算は3,698万8千円です。
	3	国・県が実施している補助金との併用は可能ですか？	本補助金は、国の「地域脱炭素・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」を原資としている補助金となるので、他の国庫が原資となっている補助金との併用はできません。国や埼玉県が実施しているものを全て把握出来ているわけではありませんが、よく市へお問い合わせいただく下記補助金については本補助金と併用することはできません。 <ul style="list-style-type: none"> 埼玉県 家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金を活用した太陽光発電設備に対する補助（令和8年4月8日時点で詳細が公開されていませんが、令和7年度と同様の制度だった場合、太陽光発電設備に対する補助は国庫が財源となっていますので併用できません。 ただし、蓄電池については併用の可能もありますので、詳しくは埼玉県にご確認ください。） 国土交通省 みらいエコ住宅2026事業 経済産業省 再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金（「みらいエコ住宅2026事業」及び「再生可能エネルギー導入拡大・分散型エネルギーリソース導入支援等事業費補助金」については、国が実施主体となる補助金のため、併用ができません。）
	4	申請方法にはどのようなものがありますか？	原則、電子申請となっています。市ホームページの該当URLから申請を行ってください。電子申請が難しい場合は、春日部市市役所環境政策課にご相談ください。
	5	申請者本人でなくても各申請手続は行えますか？	可能です。申請書の下部に「申請手続委任」という欄があるので、そちらに必要事項をご記入ください。ただし、申請者は対象設備を設置する住居の居住者もしくは居住予定者である必要があります。
	6	申請前に工事に着工してもよいですか？	補助対象となるのは工事着工前に申請した場合ですので、工事を開始する前に申請をお願いいたします。
	7	年度をまたぐ工事の場合は補助対象となりますか？	同年度内に交付申請から補助金の振込まで完了させる必要があるため、対象設備の契約・工事が年度をまたぐ場合、補助の対象外となります。
	8	共同購入事業との併用はできますか？	可能です。ただし、事前の参加登録が必要となりますので、詳しくは春日部市共同購入事業のホームページをご確認ください。 https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/kankyoseisakuka/gyomuannai/2/2/35200.html
	9	申請書はどこで入手できますか？	春日部市のホームページからダウンロードしていただくことが可能です。インターネット環境がない場合は、春日部市環境政策課窓口でも配布しています。
	10	交付申請の締切はいつですか？	交付申請書は、令和8年12月28日（月）までにご提出ください。
	11	申請書類はWordファイルやPDF形式のファイルで提出しなければなりませんか？	申請書類・添付書類を撮影した写真（記載内容が抜け漏れなく分かるように撮影してください）でも問題ありません。
	12	集合住宅は補助対象となりますか？	集合住宅は補助対象外となります。
	13	新築住宅は補助対象となりますか？	新築住宅は補助対象となります。ただし、補助対象設備の契約を令和8年4月1日以降に締結していること、そして実績報告までに新築住宅に居住することが条件となります。
	14	エネファームは対象となりますか？	補助対象になりません。
	15	「FIT・FIP制度の認定を取得しないもの」とはどういうことですか？	FIT制度は、再エネ設備（太陽光等）を活用して発電された電気を、国が定める価格で一定期間、電力会社が買い取る制度です。 FIP制度は、再エネ設備（太陽光等）から発電された電気を、卸売市場等で売電した価格に対して一定のプレミアム（補助額）を上乗せする制度です。 自家消費型が交付要件である設備の導入に際し、FIT・FIP制度の認定を取得した場合、補助を受けることはできません。
	16	個人向け補助金の申請者名は、世帯員であれば誰の名前で申請しても問題ありませんか？	問題ありません。ただし、設置する住宅の居住者全員からの同意を得た上で代表者が申請するようにしてください。なお、交付申請に関わる書類については全て同じ方で申請してください。（設備設置の契約は申請者と別の方（他の居住者）でも構いませんが、申請者と異なる方に補助金を振り込むことはできません。）

共通

17	口座の確認のための通帳のコピーは必要ですか？	実績報告時の添付書類として、通帳のコピーが必要となります。通帳がない場合は、口座番号・支店名・口座名義人が確認できる書類をご用意ください。例えば、ネット銀行の口座情報が掲載されたページのスクリーンショット等でも問題ありません。ただし、名義は申請者と同一の人物にしてください。
18	同一住居内に2世帯が同居していますが、それぞれ申請することは可能ですか？	各世帯での申請は可能です。ただし、どちらかが既に申請した設備に対して再度申請することはできませんのでご注意ください。 それぞれの世帯で、別々の太陽光発電設備・蓄電値を設置するのであれば、申請可能です。（パワーコンディショナーも別であることが必要です） この際、自家消費率を設備設置後、約1年後に提出していただく必要がありますので、2世帯間での使用電力を分けて把握できることが必要となりますので、ご注意ください。 なお、同一の機器に対して、2世帯から申請することはできません。
19	納税証明書は、いつの年度のを提出すればよいですか？また、どの税目の証明書が必要になりますか？	前年度分の市民税の納税証明書（令和8年度の補助金の交付申請の場合、令和7年度分）をご提出ください。納税証明書の請求方法は春日部市ホームページをご覧ください。
20	春日部市以外に課税されている税金（国税等）の納税証明書も必要でしょうか？	春日部市以外の納税証明書のご用意は不要です。
21	非課税のため、納税証明書の提出ができません。どうすればよいでしょうか？	申請書の現年度分（令和8年度の補助金の申請の場合、令和7年度分）の「非課税証明書」をご提出ください。非課税証明書の請求方法は春日部市ホームページをご覧ください。
22	補助対象とならない工事を同時に施工することは可能ですか？	可能です。ただし、その際は補助対象事業の経費と補助対象外の経費とが見積書・内訳書等の中で明確に判別できるようにしてください。
23	現在市外在住で、実績報告までに春日部市内へ引っ越してくる予定です。そのため、交付申請時住民票・納税証明書が提出できないのですが、代わりに提出する書類はありますか？	交付申請の時点で住民票・納税証明書を提出する必要はありません。ただし、実績報告の際に新しい住所の住民票を提出していただきます。納税証明書については、前年度市外在住のため準備は不要です。
24	交付決定通知を受け取る前ですが、申請をキャンセルしたいです。この場合はどうすればよいですか？	交付決定前の交付申請取消については、取り消す旨を補助金事務局までご連絡ください。別途書類の作成等も不要です。
25	印紙が貼付されていない契約書を添付書類として添付することは可能ですか？	可能です。
26	交付決定前ですが、商品の型番のみ変更したいです。この場合、変更承認申請書は必要ですか？	交付決定前でなおかつ金額に変更がなければ、変更承認申請書の提出は不要です。ただし、事業計画書・設備の仕様がわかる書類（カタログ等）については変更後のものを再提出してください。
27	案内図については地図でない且不備扱いになりますか？	インターネットの地図アプリの画面をスクリーンショットした電子データでも問題ありません。
28	領収書に内訳の記載がないのですが、それでも申請は可能ですか？	内訳が分かる書類（商品明細が記載されたレシートや内訳書等）を領収書と併せてご提出ください。
29	領収書に印紙がないのですが、これでも実績報告は可能ですか？	問題ありません。
30	ローン等の割賦払いをするため、領収書やレシートの発行ができません。この場合はどのようにすればよいですか？	元金（製品代及び設置工事費の合計額）や割賦による支払金額（割賦額及び合計額）が明記されている書類をご提出ください。
31	メーカー保証書に店名・購入日の記載がなく、その代わりとして電気店で会計したときにもらったレシート状の領収書（長期保証書）を提出しようと思うのですが、問題ないでしょうか？	製品の仕様（型番等）が分かる内容が記載されていれば問題ありません。また、代替となる書類がありましたら保証書の提出をしなくてよい場合があります。ただし、蓄電池につきましてはメーカー発行の保証書が必須となりますのでご注意ください。
32	補助金交付の予算残額はどのように確認すればよいですか？	春日部市のホームページに適宜公開されますのでご確認ください。
33	工事業者（購入先事業者）は春日部市以外の業者でも問題ありませんか？	問題ありません。
34	「工事着工」とはどの時点のことを指しますか？	太陽光発電設備等に対して、設計図書等に基づいた当該設備の設置工事を開始した時点の事を指します。
35	市役所職員が設置場所に訪問することはありますか？	原則、職員が設置場所に訪問することはありませんが、必要に応じて現地訪問をする可能性があります。
36	春日部市のホームページから書類のダウンロードができないため、配布又は郵送してもらうことはできますか？	郵送はしていませんが、窓口での配布は可能です。
37	申請の回数に制限はありますか？	1つの住宅の同じ設備に対して、一度の申請になります。

太陽光発電設備	38	交付決定通知書はどのくらいで発行されますか？	交付申請書の受領後、おおむね2～3週間で発行されます。ただし、申請書類に不備・不足があることが判明した場合、再提出していただくこととなりますので、更に時間がかかることにご注意ください。
	39	リース又はPPAによって設置する場合は補助対象になりますか？	補助対象になりません。
	40	実績報告書類はいつまでに提出すればよいですか？	最終締切日が令和9年2月19日（金曜日）ですので、それまでに工事及び業者への支払いを全て完了させている必要がありますのでご注意ください。
	41	「電力会社との接続契約を証する書類」とはどのようなものですか？	「供託供給の承諾のお知らせ」や「電力需給契約申込書」等が該当します。詳しくは施工業者等にお問い合わせください。
	42	施工後の写真を撮り忘れてしまった場合はどうすればよいですか？	申請していただいた設備が設置されていることを確認する必要がありますので、施工後の写真は必ずご提出ください。
	43	実績報告をしてから補助金の振込までどれくらいかかりますか？	申請状況によって多少の差はありますが、おおむね4週間～1か月ほどです。ただし、実績報告書類に不備・不足があることが判明した場合、再提出していただくこととなりますので、更に時間がかかることにご注意ください。
	44	補助金を受け取った後に行うことはありますか？	補助金を受け取った後、設置後任意の1年間の自家消費割合を市に報告する必要があります。例えば、令和8年10月に設置し、11月から充電を開始した場合、令和8年11月から令和9年10月までの期間の自家消費率が分かる書類をご提出ください。
	45	中古の太陽光発電設備を設置しようと思っっているのですが、補助対象になりますか？	補助対象になりません。
	46	敷地内の物置やカーポート等に太陽光発電設備を設置し、発電した電気を居住する建物で使用する場合、補助対象となりますか？	敷地内に設置されていますので、補助対象となります。
	47	太陽光発電システムの補助をしてもらいました。追加で定置用リチウムイオン蓄電池の設置をしたいのですが、再度申請することは可能でしょうか？	蓄電池の設置は、今回の補助金事業において補助対象設備となる太陽光発電設備と一体的に導入するものである必要があるため、後から補助対象設備を追加する形での交付申請はできません。
48	実際の補助金額を計算する場合、太陽光パネルの容量は小数点何位まで有効ですか？	小数点以下を切り捨てた値が有効になります。	
49	太陽光パネルのみを新設し、パワーコンディショナはそのまま使用し続ける場合は補助対象となりますか？	太陽光パネルのみの新設は補助対象にはなりません。太陽光発電設備とパワーコンディショナの両方の導入が補助金の交付対象になります。	
蓄電池	50	太陽光パネルを増設したいのですが、増設したパネルに対する補助金の交付申請は可能ですか？	可能です。ただし、パワーコンディショナの更新もしくは新設を行う必要があります。
	51	なぜ蓄電池のみの申請ができないのですか？	太陽光発電設備・蓄電池の補助金の財源として、令和7年度より環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)を活用しています。その対象設備要件として、蓄電池は補助金を活用して導入した太陽光発電設備を一体的に導入するものであることが条件となっていることから、蓄電池のみの申請の場合、補助対象とはなりません。
	52	定置用リチウムイオン蓄電池のみ設置しようと思うのですが、補助金は交付されますか？	定置用リチウムイオン蓄電池は、太陽光発電システム（FIT・FIP制度の認定を取得しないこと）と同時に設置する方が対象ですので、蓄電池のみの設置は補助の対象外となります。
	53	キャンプ等に使用する携帯用の蓄電池は補助の対象になりますか？	住居に据え置きするもののみが補助の対象となるので、ポータブル蓄電池は補助対象外です。
	54	発電した電気のうち、自家消費し切れない部分についての売電は可能でしょうか？	可能です。ただし、自家消費の割合が基準値を超えること及びFIT制度やFIP制度の認定を取得しないことが補助金交付の条件となりますのでご注意ください。
	55	太陽光発電設備は最大出力5kW以下の製品、蓄電池は蓄電容量が5kWh以下の製品でない補助金の対象にはならないのでしょうか？	申請において、最大出力及び蓄電容量に制限はありません。あくまでも、補助金額を計算する際の上限となります。
	56	設備の本体価格にメンテナンス費用（メンテナンスパック）が含まれている場合、対象経費はどうなりますか？	メンテナンス費用は補助対象外経費となりますので、差し引いた金額が補助対象の経費となります。

57	蓄電池のタイプが家庭用となるか業務用となるかの判断について、業務用蓄電池（20kwh 以上）、家庭用蓄電池（20kwh 未満）とありますが、単体で20kWhの蓄電池について、一つの家屋に2台設置した場合は、20kWh×2台=40kWhとし、業務用となるのでしょうか？	単体で20kWhであれば家庭用の蓄電池に該当します。
58	一般家庭に設置する蓄電池は家庭用でなければいけないのですか？事業用でも問題ないのでしょうか？	事業用サイズのものでも問題ありません。
59	蓄電池の仕様や規格に定めはありますか？	仕様・規格に関する定めは以下の通りです。 <ul style="list-style-type: none"> ・ JISC8715-2又はIEC62619の規格を満足すること。 ・ リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムの場合、JISC4412の規格を満たすこと。ただし、電気製品認証協議会が定めるJISC4412適用の猶予期間中は、JISC4412-1若しくはJISC4412-2の規格も可とする。
60	ハイブリッドタイプの蓄電池は補助対象になりますか？	補助対象に該当します。ただし、様式第3号（事業計画書）にパワーコンディショナーの型番を記入する箇所がありますので忘れずにご入力ください。